

《論説》

オーストラリア首都特別区における治療的司法：ポストコロナ期における考察 Therapeutic Justice Initiatives in the Australian Capital Territory: A Post-COVID Update

キャロル・ローソン (東京大学法学部准教授)
 訳：藤木有香 (ニューサウスウェールズ大学大学院
 公共政策及びガバナンスコース修士課程院生)
 監訳：指宿信 (成城大学法学部教授・センター長)

オーストラリア首都特別地域 (ACT) は、日本にとって治療的司法 (TJ) に関する興味深い比較法的知見を提供している。私は、TJ について 2021 年に初めて執筆している (Lawson, 2021)。この 2 つの管轄地域の間には、規模、歴史、そして法制度において、著しい違いがあることは一目瞭然である。一方で、そこには刑事司法という点において、興味を掻き立てる共通性があり、興味深い補完性を有している。それぞれの管轄地域は、刑事司法改革の分野において、相手方が苦勞するであろう特徴的な強みを持っている。言い換えれば、日本と ACT は互いに提供し合えるものを多く有する管轄地域である。これは特に、応報的司法から治療的司法へと向かう両国の共通の道りに関連している。

本稿は、ACT の治療的司法の経験的側面に着目するものである。論文は 4 部構成となっている。まず、日本の治療的司法研究・政策コミュニティにとって、なぜ ACT の経験と関連があるのかを示すために、二つの管轄地域の共通点を詳述する。第二に、ACT の 2009 年からの初期の治療的司法イニシアティブと、近年のパンデミック以前のものについて検討する。後者は、2016 年の新たな刑務所での事故死を受けて刑務所の依存を減らすことを決定したときに開始されたものである。第三に、パンデミック期における ACT の再犯防止の取り組みについて考察を加える。ACT は、この時期「刑務所ではなくコミュニティを構築する」(JACS, 2020) ことで再犯を減らすことを公約に掲げてきたが、その試みの過程でさまざまな成功や失敗を経験した。最後に、ACT の過去 20 年間で日本の過去 20 年間で比較し、応報的刑事司法政策からの転換として治療的司法から何を学べるのかに関する暫定的な結論で本稿を締めくくる。この結論は、刑事司法における統計データと技術革新の影響が増大していることに注意を払う必要性を強調している。

1. ACT と日本における刑事司法制度の共通のテーマ

ACT と日本の刑事司法制度の意外な共通点は、大きく二つの歴史的背景にある。第一は、例外主義である。双方は、長年にわたり自らの管轄地域における刑事司法の例外性を信頼し、長期間にわたりその信念に一致する成果を挙げてきた。第二は、二つの管轄地域の行刑に関連している。両管轄地域とも、第二次世界大戦前に普遍的だった行刑を反映した処遇から脱却しようと、20 世紀後半に奮闘していた¹。

1.1 ACT における刑事司法例外主義

オーストラリア連邦が発足する前の 1890 年代にも、南オーストラリア州の有色人種国会議員キング・オマリーは、ACT を「人間の自由、人間の正義、人間の権利」のある場所として思い描いていた (Brown, 2014a: 40)。この構想は、イギリスの 6 つの自治植民地が連合してオーストラリア連邦を形成した 1901 年に発展した。植民地は、壮大で革新的な政府所在地を有する中立的な首都地区、すなわちワシントンにあるアメリカの首都コロンビア特別区の伝統を受け継ぐ計画都市を建設するという構想を共有していたのである (Birtle, 2004)。その結果、1911 年にニューサウスウェールズ (NSW) 州南部の広大な牧草地から切り出され誕生したのが ACT である²。その後数十年にわたり ACT は自らに独自の使命があると信じ続けた (Brown, 2014b)。特に、ACT の刑事司法制度が発展する過程で、その管轄地域が国全体の模範となるべきであるという考え方が、官民双方の利害関係者の考えの発展に大きな影響を及ぼした。

1950 年代まで ACT の人口は少なかったが、首都開発委員会は 1957 年から 30 年かけて集中的に施設やインフラ整備を実行しはじめた³。しかし、この建設計画に刑務所は含まれていなかった。実は、ACT には 1911 年の開発以降、100 年近く刑務所が存在しなかった。

とはいえ、ACTには小規模な刑事収容施設が幾つか存在した。少年鑑別所は1962年に開設され、2つの拘留所は1976年の法律に基づいて設立されて2009年まで運営されていた⁴。さらに、20年以上にわたって「定期的収容（ピリオディック・デテンション）」が裁判官の刑の選択肢として提供され、これは犯罪傾向の進んでいない受刑者専用の施設での週末拘留を意味した。受刑者は、平日に限り自宅に滞在して働くことができた (Bryne, 2015)⁵。より最近では、サイモンストーンにあるこれらの小規模な刑事収容施設は、25床の法医学的精神保健施設であるドゥルワ・メンタルヘルス・ユニットを収容するために再利用されており、当初刑事司法と精神保健サービスの間の差を埋める革新的措置として歓迎された (ABC News, 2012; cf. Deegan, 2022)。

社会内処遇は、常にACT内で提供されてきた。保護観察中・仮釈放中の犯罪者は、当初NSW州の保護観察官による毎月の訪問を受けていた。しかし、1960年代にはすべての保護観察・仮釈放機能が民事更生委員会のキャンベラ支部に引き継がれた。民事更生委員会は、受刑者とその家族の社会復帰を日常的に支援する地域の市民団体である (CRC, 2018)。

ACTには刑務所が存在しなかったため、ACTで自由刑となった犯罪者はNSW州の刑務所に移送する必要がある、通常一度に犯罪者数十人がACTからNSW州の刑務所に収監されていた (ALRC, 1979: 17-20)。1969年から1978年までの間にNSW州で収監されたACTにおける受刑者は1日平均40人弱で、1979年初頭のACT人口10万人当たりの収監率は16.0と著しく低かった (ALRC, 1979: 18, Figure 9)。刑期も短く、1970年代半ばには受刑者の約80%が1年未満の服役であった (ALRC, 1979: 20, Table 5)。

行政的な意味において、ACTの受刑者をNSW州に送ることは論理的で経済的であり、関係省庁はこれが同州の収監率が非常に低いこと的主要原因であると考えた。ACTの裁判官は、受刑者が自宅や家族から遠く離れた場所で服役を強いられる可能性があるため、自由刑を科すことに消極的であると考えられていた (ALRC, 1979: 22)。最も近いNSW州の刑務所は、キャンベラからバスや車で1時間ほどのゴールバーンにあったが、ACTの受刑者がそこに移送される保証はなく、広大なNSW州内の刑務所に分散して収容されることになった。それゆえ、受刑者とその家族は困難を強いられていた (ALRC, 1979: 23-24)。

ACTの地元刑務所建設を求める声は、早くも1955年に旧連邦内務省の提案であがり始めた (ALRC,

1979: 26)。これは、日本と同様に、オーストラリアで1955年の「被拘禁者処遇最低基準規則」(SMR)の全会一致の採択に参加者が積極的であった時期である⁶。これは、オーストラリアの全ての管轄地域に、戦後新たに出現した規範に照らして、刑務所における処遇を近代化すべきかどうかを熟考する機会を提供するものであった。受刑者をNSW州に移送することはACTにとって実利的であるものの、関係省庁は、オーストラリアの植民地時代の歴史の権威主義的で非人道的な行刑の「苦々しい面影」が第二次世界大戦から数十年後の当時もの当てもNSW州の刑務所に存続していることを認識していた (Grabosky 1989: 27)。

しかしながら、既存の取り決めである功利主義的政策が優先された。1970年7月、内務大臣と司法長官が内閣に提出した提案書は、再び地元刑務所を支持するものであったが、ACT初の拘留所を建設する計画を承認にするとどまった。1974年までに、連邦政府の司法長官はACT刑務所の建設を繰り返し要請したが、成功することはなかった (Hopkins et al., 1977: 205)。

1.2 バサースト刑務所暴動：介在する刑務所危機

しかし、オーストラリアの矯正施設に転機が訪れようとしていた。時代錯誤な処遇と残虐行為が明らかになり、NSW州の刑務所への信頼が失われた。非道なバサースト刑務所の処遇は、80年間ほとんど変化がなかった (Stern, 1998: 259)。その上に、オーストラリアの受刑者が裁判所に救済を求めることを禁じる伝統的な慣習法の制約があった (ALRC, 1988: 133-134)。19世紀と変わらない処遇に対する受刑者の抗議が処遇の改善につながらず矯正職員による暴力的報復を引き起こし、1974年2月にバサースト刑務所暴動が勃発した (Grabosky, 1989: 31; Vinson and Rea, 1982; Zdenkowski and Brown, 1982)。受刑者が火炎瓶を投げ、職員がライフルを発砲し、受刑者10人以上が負傷、1人が半身不随になり、刑務所の大部分が焼失された (Nagle Report, 1978: 117)。

このオーストラリアの刑務所危機の背景は、30年後の名古屋刑務所危機の背景と類似する点がある (Lawson, 2015)。NSW州矯正局は「秘密主義」のもと、外部監視も広報部門もなく運営されていた (Grabosky, 1989: 35-36, Nagle Report, 1978: 187)。環境は厳しく、時代遅れで、剥奪の文化が蔓延し、ベルトと手錠による拘束など些細な規則が厳しく執行されていた (Grabosky, 1989: 27-28, 30-31)。NSW州矯正局は、受刑者に対して厳しい身体的管理を優先していた

一方、職員は厳しい命令や非現実的な期待、慢性的な人員不足、過剰収容、関連専門知識の欠如の下で勤務していた (Rinaldi 1977: 197-213)。最終的に、NSW 州矯正局は、受刑者の条件を改善する提案をセキュリティと職員の安全に対する直接的な脅威であるとみなし (Grabosky 1989: 30, 38)、暴動直後に担当大臣に情報を開示閉めず、否定と責任回避の姿勢で対応したのだった (Grabosky 1989: 34-36, 38-40)。

1.3 刑務所建設のための ACT の道のり

ACT 政府は、この危機を ACT 例外主義を証明した NSW 州の政策と差別化するための貴重な機会だと考えた (Department of the ACT, 1975)。その第一歩として、質的に優れた設計と実践を重視した ACT 初の拘置所の建設を推進した。1976 年にベルコネン拘置所が開所すると直ぐに、被収容者の尊厳と自律性を尊重し、首都の「全体的な発展」において「重要な役割を果たした」「社会的実験」の成功事例であるとして「先端的である」として歓迎された (ALRC, 1979: 26-27)。

第二段階は、刑務所の建設を抑制することであった。ACT 政府の討議資料は、1974 年のロバート・マーティンソンの研究に端を発した「Nothing Works」運動により、更生施設としての刑務所に対する国際的な信頼が喪失し、刑務所に応報的な苦痛を与えようとする欲求が憂慮すべきほど根強く残っていると指摘している。討議資料は、「最後の手段」として自由刑を用いるという ACT の政策を維持するよう推奨した (Department of the ACT, 1975; Cullen and Gendreau, 2001)。この時点で、ACT の政策は、自由刑の利用に関しては儉約的で慈悲深い日本の伝統的なアプローチに酷似していた。「Nothing Works」運動は、単に ACT を迂回しただけであると主張する者もいるが (Mackay 2012: 48-52)、他で見られたものとは明らかに異なる影響を及ぼしたのである。他の管轄地域が刑務所の建設を継続し、治療的なアジェンダを放棄したのに対して、ACT の対応は、短期的には刑務所の建設を完全に拒絶することであった。

一方、NSW 州政府の関係省庁は、長期にわたる「遅延とごまかし」という対応を示した (Brown, 2004: 135)。翌 1978 年には、650 ページに及ぶ「ニューサウスウェールズ刑務所に関する王立委員会の報告書」 (Nagle Report, 1978) とオーストラリアの刑務所に地域化された 1955 年の SMR が発表された。この現地版 SMR は、すべての州と特別地域によって承認されて定期的に改訂されており、直近では 2018 年に改訂され

ている (CSAC, 2018: 27)。ネイグル報告書は、古風で標準以下の処遇や関係省庁の「無能」 (Grabosky, 1989: 35) など、グラフトン刑務所での顕著な事例を含む NSW 州刑務所の被収容者に対する組織化された報復的暴力を指摘している (Nagle Report, 1978: Ch 7)。NSW 州は、直ちに抜本的な刑務所改革を開始した。この急進的な実施計画は、20 代で短期間保護観察官を務めた経験を持つ進歩的な社会学者トニー・ヴィンソン教授によって先導された (Murphy, 2017)。彼のリーダーシップのもと、矯正官たちの強い反対を押し切って、250 のネイグル勧告の大部分がわずか 3 年で施行された (Vinson 1982: 55; Zdenkowski and Brown, 1982: 90; Stern, 1998: 259-262)。

この時点で、ACT が NSW に支払う移送受刑者 1 人あたりの日当が急増していた。1972-1973 年は約 10 豪ドルであったのに対して、1977-1978 年では 30 豪ドルを超えていた (ALRC, 1979: 20)。コストの増加は明らかに影響を与えたが、ACT が地元の受刑者の処遇を適切に管理する必要性も課題になって、全国的に行刑の模範を目指すことに焦点を当てた独自の刑務所の必要性をめぐる言説も再び現れた。しかしながら、三つの根拠ある懸念が歯止めとなった。第一に、地元の刑務所があれば、ACT の収監率が急上昇するのではないかという懸念があった。第二に、膨大なコストと、一つの刑事施設で多くの異なるカテゴリーの受刑者を収容する難しさがあった。最後に、一般市民の反対により、建設地の選定が困難になる可能性があった (ALRC, 1979: 22, 27-31)。このうち最初の二つの懸念は、予測的なものであった。

1970 年代後半には、ACT の犯罪被害者への補償に対する支持が拡大したが、ACT の社会的感情は、その後の日本とはまったく異なっていた。ACT のステークホルダーは、被害者への補償を人道的で治療的な刑務所を適切に補完するものであり、競合する優先事項ではないとみなしていた (ALRC, 1979: 46-57)。提案された刑務所は、ACT にとって前例のない道徳的な機会であると考えられていた。この刑務所は、現代の国際人権規範を遵守する最初のオーストラリアの刑務所になり、植民地時代の行き過ぎた刑罰の長い影から脱却したがゆえに、他の管轄地域の道標になると想定された (ALRC, 1979: 27)。

NSW 州では、それまで広く行われていた刑務所における虐待は減少し、受刑者の処遇や刑事施設の設備、矯正官の研修も一時的に改善されてきていた。しかし、1980 年代には、矯正職員による断固とした労働争議と

厳罰主義の復活によりネイグル報告書の抜本的な改革の多くが後退し、さらなる刑務所暴動や混乱が発生した (Brown & Wilkie, 2002; Brown, 2004; Grant, 1988: 2-4; Grant, 1992; Ramsland, 1996: 327; Roberts et al., 2002)。深刻な過剰収容という別の要因もあった。例えば、NSW州の収容人員は、1991年9月までの3年間で51%増加し、6,063人に到達し、人口10万人あたり100人の収監率となった (Grant, 1992: 197)。おそらく最も重要なことは、急速な改革は職員の労務条件を改善することなく受刑者の権利を認めるもので、職員に深い憤りを生じさせていたことである。矯正職員は、この改革を「刑務所の支配権を受刑者に譲り渡す」ものだと認識していたのである (Grant, 1988: 3)。結局、NSW州は、ヴィンソンがその刑務所で実施した改革と近代化措置の多くを、より緩やかなアプローチで繰り返さざるを得なかった。

NSW州における刑務所改革の失敗は、ACTにとって教訓となり、ACTの刑務所設立を求める声が続いた。この時点で、ACTは地元の犯罪者を保護し更生させる義務を「放棄」していたという考え方が広まった (ALRC, 1988: 251-252)。擁護者たちは、ACTが昔の流罪のようなことを廃止すべきであり、家族との頻繁なコンタクト、通勤のための日帰り釈放などの近代的処遇を現地で提供することは、矯正というよりも福祉と位置づけ、ACTの再犯率を減らすために必要不可欠なものであると考えていた (ALRC, 1988: 253-255; Walmsley et al., 200-202)。

1988年、ACTは自治権を獲得し、ACT初の選挙が1989年に行われた⁷。これは刺激的な時代であった。ACTは長い間、「共同体社会主義」の実験と見なされる特徴的な住民で構成されていた (Brown, 2014b: 1-3 at 3)。ACTの大部分を占める首都キャンベラの住民は、オーストラリアの他の都市の住民よりも高所得で高学歴であり、社会的にも進歩的であった (Young, 1985)。また、小規模な都市であるキャンベラでは、「裕福で、博識で、明瞭な」政治家、官僚、研究者やメディアコメンテーターが集まっており、活発で包括的な市民社会と統治への関心が育まれていた (Brown, 2014b: 1-2)。こうした人的資源と、連邦政府による父権の支配の時代を経たACTの独立性を明確に示したいという願望 (Grundy, 1996) が、模範的なACT刑務所を建設するというプロジェクトを促進することになった。

ACT立法議会の司法と社会安全に関する常任委員会 (SCJACS) は、1999年から2001年にかけて刑務所

設立を検討した。この政策策定プロセスは矯正職員以外のすべての利害関係者を含んでいた。このとき、ACTの立法府・行政府・市民社会から、治療的で修復的な、そして社会復帰を促進する刑務所に対する幅広い支持があった。しかしながら、一般的に矯正局自体がリードまたは仲介する日本の刑務所改革政策プロセスとは対照的に、刑務所運営経験者からの意見聴取が少なく、実際の運用上の問題にはほとんど注意が払われていなかった (SCJACS 1999a; SCJACS 1999b; SCJACS 2000; SCJACS 2001)。

マーケティングの観点から言えば、この模範的な刑務所の建設と運営は、ACTのブランドの中核をなすものであるべきだった。地政学的には、この刑務所は「ソフトパワー」の源となることが期待されていた。しかし、刑事司法制度のいかなる側面も、対外的で地政学的な利益のために利用しようとすることは、本質的に危険を伴う。後述するように、日本では、明治中期以降いくつかの時点でこの戦略が成功を収めた。けれども、ACTの場合は、外部からの承認を求める強い欲求が非現実的な刑事政策に繋がったり、不都合な結果をもたらしたりすることになった。

1.4 日本の刑事司法における例外主義

日本の1908年の監獄法と最初の赤レンガの刑務所は、当時としては先進的とみなされ、世界的な賞賛を受けた。それだけに、不平等条約の終了と旧宗主国としての日本の出現と密接に関わっていた (Botsman, 2005: Ch 7)。好評は1932年まで続き、同年5月にはチャーリー・チャップリンが東京の小菅刑務所を訪問し、熱烈に賞賛している (Gillin, 1928; Ogawa, 1932)。

第二次世界大戦後、日本が早くも刑事司法外交を通してソフトパワーを取り戻した。戦後の経済的奇跡よりも遙か前の1950年代初頭から犯罪学的奇跡を成し遂げたのである。日本は急速に犯罪を抑制し、占領が終了した初期の段階に安全で秩序ある社会を作り始めたのだ (Shikita and Tsuchiya, 1990; Ozawa, 2014)。

この犯罪学的例外主義は、新たなグローバル・アイデンティティと正当性を提供することになる。日本が、国際的な場で円滑に立ち直り、国際社会復帰をした一つの要素と見ることができる。1950年代初頭、日本は、SMRの草案に対して書面提出を行ったわずか二つのアジア諸国のうちの一つであった (UNGA, 1955a)。1954年までに、ビルマの首都ラングーン⁸における第1回国連犯罪防止・犯罪者処遇アジア会議で、「国連アジア極東犯罪防止研修所」(UNAFEI)を東京に設立す

ることが満場一致で決議された (UN, 1961: Preamble)。UNAFEI は、60年にわたりグローバル・サウスの刑事司法領域における法整備支援の源として、日本に世界的な名声と権威を与えてきたのである。

1955年、日本は「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第1回国連会議」にアジアから招待された三カ国のうちの一つであり、85カ国の全会一致でSMRを採択する議決に参加した。さらに、同会議への貢献と関与は模範的なものであった。日本は、検察庁幹部を筆頭とする六人の派遣団員と、警察庁、矯正局、東京大学（まだ若かった頃の平野龍一氏）、国会及びジュネーブの国際機関日本政府代表部などから選出された代表者がこぞって参加した。アジアの他の招待国である中国とカンボジアは、それぞれわずか三名と二名の代表団を送り、書面提出は行わなかった (UNGA, 1955b; UNGA 1955c)。法務省矯正局長の中尾文策氏は、五つの大会テーマのうち二つを取り上げた日本の二つの提出文書を作成した。これらの文書は、当時の日本の刑務所収容人員の約8%を占めていた70か所余りの「開放的」な労働収容所と、日本の矯正職員の高度に体系化された選抜・研修制度について報告している (Nakao, 1955a; Nakao 1955b)。

詳しく説明するまでもなく、2002年11月に名古屋刑務所暴行事件が発覚するまで、日本の刑事司法の例外主義は、そのグローバルな「ブランド」の中核で、ほとんど損なわれない部分であった (Lawson, 2015)。2012年7月までに、第2次安倍政権において、犯罪対策閣僚会議が再活性化し、再犯防止政策が内閣レベルの優先事項に引き上げられたことにより、司法外交によるソフトパワーを取り戻そうとする新しい取り組みが始まった。この考えは、2021年に開催される東京オリンピック2020とその後に向けて、法務省の「世界一安全な国」という遍在する刑事司法外交スローガンの使用に表れている。その一環として、過去10年間に再犯防止に関するイニシアティブが数多く実施された (法務省、2022b 2022b)。

このことは、着実に効果的な脱収容に対する日本の15年間の取組を確たるものとし、これを通じて、2021年末時点で刑事施設の主要率が50.5%という素晴らしい水準まで収容人員を減少させ (法務省、2021a: 2-4-2-2 図) 新しい入口支援、治療的処遇、出口支援の構想が発表されても国民が珍しがらない状況を作り出した。2002年を振り返ると、これは想像もしなかった変化である。西側の観察者として注目すべき点は、非常にゆっくりとしたペースで粘り強く、小さな漸進的变化を通して反発を起こさないように達成されてきたことから

観察される漸進主義である。そしてまたトップダウン型の改革で権利志向的な言説もほとんど見られなかったことも印象的である。

直近では2022年4月に、2025年に施行される刑法における「懲役」と「禁固」の一元化で事実上の「懲役」の廃止が決定している。2018年、世界の矯正リーダーに対するインタビューを収集する本の一章の為に、当時の富山聡矯正局長にインタビューした際、この大胆な改革を個人的な夢の一つとして言及していた。それは、刑務所が炊事や家計管理などの基本的なライフ・スキルを受刑者に教えるための時間、場所、人員を確保することを可能にするものであった。そして、未だ達成されていないものの、軽微な薬物犯罪の脱刑事罰処理も含めて実現したいと話していた (Lawson, 2020)。

2. ACTの治療的司法を通じた

再犯率削減のためのパンデミック以前の計画

2021年末に発表した論文 (Lawson, 2021) では、パンデミック直前の2019年までのACTの動きに焦点を当てていた。

簡単に要約すれば、1901年のオーストラリア連邦憲法には権利章典が含まれていない。国際法の国内的効力の変形方式で、オーストラリアの裁判所は、国際条約を法律によって国内法に「変形」されるまで正式に承認しない (Williams and Reynolds, 2017)。しかし、ACTはオーストラリアの州・特別地域として初めて、2004年に人権法を制定した⁹。これは市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)¹⁰に含まれる権利を行使するもので、「弱い形の」または「対話的」権利章典である。ACT立法議会に提出される各法案は、人権法に準拠していることを関連省庁が認証し、立法議会常任委員会はその法案が準拠していることを確認する必要がある。受刑者を含む個人は、ACT最高裁判所に違反行為に対する宣言的救済を求めることができるが、今日まで損害賠償請求権はない。

2007年、矯正管理法が制定された¹¹。この法律に基づいて新たなACT刑務所が設立され、運営されている。また、受刑者の人権を綿密に保障し、受刑者のSMRとICCPRの権利を制定している。三つの例を挙げよう。第一に、懲戒目的の隔離 (独房) は第89条の下で完全に禁止された。第二に、第188条により面会、手紙、電話等を通して承認された家族や友人との接触を含め受刑者の外部との接触を懲戒処分下であっても停止されることはない。最後に、第14条に基づいて矯正局のすべての内部政策は、ACT法上の登録として公開されな

ればならない。

2.1 2009年からの

最初の治療的司法に基づくイニシアチブ

2009年3月、当初300床しか保有していなかった刑務所に最初の受刑者達が到着した。ACTの刑事司法における最初のTJイニシアティブのうち、この段階から実施されていた四つの取り組みについては、2021年のWIPSS紀要論文において言及している。

滞在型薬物治療（ソラリス治療共同体）

刑務所内には、男性受刑者の為にソラリス治療共同体と呼ばれるエビデンスに基づいた薬物リハビリテーション施設がある（Rosenberg, n.d.）。これは1946年にイギリスで考案され、1960年代からアメリカの刑務所で使用されている学際的なモデルを踏襲している（Kashiwagi et al., 2022）。2019年から札幌女子刑務所では治療的コミュニティが設立された。ACT刑務所では、刑務所内の20床の低セキュリティ専用コテージに六週間滞在するなど、受刑者は最低でも六カ月かけてプログラムを修了する。受刑者はプログラムに参加するために志願しなければならない、肉体的にも精神的にも安定している必要がある。特別な研修を受けた「治療的矯正職員」、医療専門家、刑務官が、受刑者が出所後に紹介されると同じ薬物治療専門NGOと協力してプログラムを運営している。

刑務所内での薬物使用は、受刑者の少なくとも30%に見られる（Toohey et al., 2018）。薬物使用は非常に好ましくないとされているが、道徳や刑事責任の問題ではなく、心身の健康と安全の問題としてアプローチされている。受刑者の禁欲能力を徐々に育むことを目的として、根本的な依存症の治療を行いながら、ハームリダクションを優先している。したがって、刑務所内にはメサドン・プログラムもあり、受刑者が注射針を滅菌できるように漂白剤も提供されている。また、刑務所内に注射針の交換サービスを設置する計画もあり、オーストラリア医師会が進めているものの、矯正職員に反対されている。

承認を受けた家族・友人の訪問

承認された家族や友人は、水曜日から日曜日までの5日の間、被收容者と面会することが出来る。週末は最初から面会日に含まれている。この刑務所は、キャンベラほとんどの地域から車で20分程に位置し、バス路線も運行している。すべての受刑者は、週に1回最大1

時間、承認を受けた家族や友人と身体接触を伴った面会をすることができる（ACTCS, 2022a）。安全な監視付きの面会場は「オープンプラン」であり、受刑者たちが運営するカフェや小さな芝生のバーベキューエリア、子供用の遊具までである。シャイン・フォー・キッズと呼ばれる慈善団体が、遊びの活動を通じて面会中の父親が子供との関係を再構築できるように支援している。この五日間は、刑務所の受付と面会所が子どもたちの楽しそうな声で賑わっている（Mares, 2014）。

禁制品はこのエリアを使ったルートで刑務所内に侵入することがあり、壁を越えて投げ込まれたり、ドローンで投下されたり、ときには職員や民間請負業者により持ち込まれることもある。しかし、この家族面会奨励政策の背景には、二つの考え方がある。それは、日本の少年院に送致された少年の家族との接触の重要性に関する考え方と二つの共通点をもっている。第一に、社会福祉の原点は家族である。国家が刑事司法政策を通じて家族構成を破壊すれば、犯罪者は常に社会にとって負担になってしまう。国家が家族構成を維持すれば、それは釈放後の受刑者にとって自然な受け皿となる。第二に、収監による家族関係の破壊は、貧困と機能不全を引き起こし、有害で、犯罪を誘発するような影響を次の世代に永続させることにもなる。

中間処遇センター

刑務所のフェンスのすぐ外には、20床の中間処遇センター（トランジショナル・リリース・センター）がある（Bartels and Doyle, 2022）。矯正官がいるが、ドアに鍵はかかっている。男性受刑者が、刑期最後の期間をここに移動して過ごす。刑が長い受刑者は、一年以上の期間を中間処遇センターで過ごすことも珍しくない。仕事を探し、日中はキャンベラ市内に通勤し、夜間と週末に中間処遇センターに戻ってくる。女性受刑者は、仕事や教育のための日帰り釈放を含む中間処遇センタープログラムを受けることもできるが、その間刑務所内に住むことを求められるため、不利な立場に置かれている。日本においては、松山刑務所に併設された大井造船作業所がこれに相当すると思われる。しかし、ACTでは殺人などの重罪を犯した受刑者でも、中間処遇センターを利用することができる。実際、彼らにとってここは特に重要である。

説明責任の仕組み

当初、受刑者の権利に関わる緊密にネットワーク化された五つの外部監視機関が、刑務所に入出入りできるよう

になっていた (AMC, 2022)。受刑者は、居房外にいる際にアクセスできる共有エリアの公衆電話から、これらの機関のホットラインに無料で電話をかけて面談を求める音声メッセージを残すことができる。

第一の監視機関は、刑事施設視察員である。2009年当初は被任命者は一名であったが、現在は受刑者人口の約25%を占める先住民族犯罪者の面会に重点を置いて、先住民族訪問者1名を含む4名となっている。視察員は、一般的にソーシャルワークなど刑事司法に関連する分野で何らかの経験を積んだ一般市民がパートタイムで務めていて、矯正の専門家ではない。4名の視察員が合計で年間約1,500時間ほど刑務所内を自由に動き回る。受刑者の訴えを聞き、刑務所長と対話し、定期的大臣に報告するが、公に調査を行ったり報告したりする権限はない。秘密裏に報告するのみである。

第二の監督機関は、ACT 市政監督である。これは、刑務所における全ての保安上の事故について CCTV 映像を観閲する政府機関であり、身体的・精神的な病気や障害に起因する特に弱い立場にある受刑者を保護する特別な責任を負っている。

第三の機関は、ACT 人権委員会である。これは2004年の人権法に基づき設立された独立した法定機関で、刑務所で維持されている人権水準について自主的に独自に監査を行い、公表している。また、受刑者から個別に人権に関する苦情を受理することができ、解決のための調停手続も提供している。

第四に、ACT 市政監査も刑務所に関わっているが、これは受刑者が自身に対する行政処分異議を唱える場合に支援する役割に限定されている。最後に、ACT 保全委員会はこれらの ACT 行政官による汚職行為に関して受刑者からの苦情を受け付けている。外部監視機関代表者は定期的にもともとも刑務所の指導者や矯正局の代表者と会い、刑務所の処遇について話し合っている。

2.2 ACT 刑務所における初期の課題

ACT 刑務所は、もともとアクティビティ・センター、ヘルスセンター、グラウンドがそれぞれ一つずつ設置されており、開放的所内方式 (仕切りがない) で設計された。これは、十数種類以上の異なるカテゴリーの受刑者を収容しているため、受刑者同士が安全に混在することが出来ないという思慮のない設計であった。また、刑務所での受刑者が任意で働く作業プログラム等の開発は非常に立ち遅れたため、運営当初は受刑者が慢性的に退屈していた (Bartels, 2015)。

それにもかかわらず、収容率が急増し始めた 2013 年

頃までは好評を得ていた。2015 年からは一部の受刑者を「超過」施設、つまり刑務所開設前に使用されていた小規模な拘置施設に収容する必要が生じ、ACT はこれを再開させなければならなくなったのである。2016 年から、刑務所の問題は更に深刻化した。この年、刑務所の収容定員は 439 床 (後に 444 床) に拡大されたが、すぐに埋まってしまい、再び定員を超過した。

この間、以前受刑者同士の暴力により脳損傷を負っていた、若い先住民族の未決拘禁者が、薬物の過剰摂取により刑務所内で死亡した。それは、刑務所のメタドン・プログラムを通じて誤って投与されたものだった。この事件は ACT の重大なスキャンダルで、多くの監査・報告・調査を経て、最終的には改革を促した (Moss, 2016)。収容人員は増加の一途を辿り、ACT の収容率は一層悪化し、受刑者一人あたりの 1 日のコストも全国で群を抜いて高くなっていったため、この事件が転機となった。ACT 政府は、刑務所拡張主義を終結させ、代わりに「司法再投資」戦略に従うと発表したのである (JACS, 2019)。

2.3 新たな治療的司法イニシアチブ：2016 年 - 2019 年

2016 年から 2019 年にかけて、ACT は「刑務所ではなくコミュニティを構築する」という全体的な包括政策のもと、いくつもの「国を挙げての」刑事司法改革を導入した。この政策には七つの「柱」があり、全体の目標は、2025 年までに ACT の再犯率を 25% 削減することであった (JACS, 2020)。

これらの政策は、犯罪対策閣僚会議で発表された日本の「国を挙げての」刑事司法政策に呼応していて、日本の「入口支援」や「出口支援」に相当するものである。日本は 2012 年に 10 年以内に 2 年以内再犯率 (出所受刑者の 2 年以内再入率を意味する) を 20% 以上削減するという目標を発表してから順調に進み達成している (法務省, 2022a : 5-2-3-9 図 ; 法務省 2022b)。

その一つの柱は、刑務所における先住民族の過剰な割合を減少させることである。オーストラリア先住民族は ACT 一般人口の 2% 未満であるが、ACT の収容人員の 22% を占めている (ACTCOSS, 2021; JACS, 2022b)。この柱は、文化的に適切な司法への再投資 (各家庭に合わせた社会的健康サポート)、入口支援 (先住民族向けの若年犯罪者のための先住民族年長者による修復的量刑 (サークル量刑))、出口支援 (先住民族犯罪者の更生保護・社会復帰を促進する先住民族同士の対話サークル) というプログラムで構成されている。もう一つの柱は、刑務所に多く存在する精神疾患や障害を持つ

人々を支援するための人員と資源の増加に重点を置いている。

2.3.1 入口支援

また別の柱は、保釈中や仮釈放中の人々の住居へのアクセス改善に関するものである (JACS, 2020: 11; ACTCOSS, 2021)。ACT の受刑者の 40% 近くが未決拘禁者であり、その多くは保釈の資格はあるが固定住所を持たない先住民族である。これはオーストラリアで最も高い割合である。ほとんどの場合、彼らは最終的に罰金以上の刑を受けることはない。それまで彼らを刑務所に拘束することは釣り合わないし、不必要である。この戦略では、コミュニティ内で中程度の監視付の宿泊施設を提供する保釈ホステルの開発を優先している。

ACT 裁判所では、2016 年から集中的社会内処遇命令 (インテンシブ・コレクション・オーダー; ICO) を課すという選択肢を与えられた (ACTCS, 2022b; Nowroozi, 2022)¹²。この刑は、原則的に多種多様な制限や条件を伴う社会内処遇である。犯罪傾向の進んでいない犯罪者に適した一形態と見なされている。最長 4 年の自由刑の代わりという風に設計されているが、ほとんどの場合、最長 2 年の自由刑の代わりに使用されている。固定住所に滞在することができ、薬物やアルコール問題のない犯罪者のみが対象となる。保護観察官により監督され、以下の条件の中から少なくとも一つが適用される。違反すると警告、条件の厳格化、または取り消しと逮捕に繋がる。ただし、違反の結果再収容された場合、30 日後に ICO の復活を求めることができる。

- 在宅拘禁条件
- 電子監視条件
- 夜間外出禁止条件
- 規定の時間数 (750 時間を超過しない) の社会奉仕活動の実績を要求する社会奉仕活動条件
- 薬物リハビリテーション施設に入るまたは日帰りプログラムに参加する条件、あるいは治療を受ける条件
- アルコール、薬物、またはその両方の禁欲条件
- 特定の人物との接触禁止条件
- 特定の場所・地域への出入りや訪問禁止条件

更にもう一つの柱は、物質使用障害を持つ人々を刑務所に入れないようにする支援に関連している (ACTCS, 2020: 12)。そのために導入されたのが、「薬物とアルコール専門法廷」である。これはエビデンスに基づいた戦略で、罪を犯した薬物使用者は、裁判所による監視付きの治療とリハビリテーションプログラムを受けること

が出来る。これに加えて、2019 年 9 月、ACT は乾燥大麻 50 gm 以下と大麻草 150 gm の所持を新年早々に非犯罪化すると発表した。また、大麻の栽培は一人 2 株まで、一世帯 4 株まで認められ、自宅での大麻の個人使用も非犯罪化された¹³。有罪判決の影響は、その犯罪の平凡性に対して不釣り合いと見なされたのだ。また、飲酒運転や薬物運転で有罪判決を受けた者には罰金を科し、制限付き仮免許を交付する前に飲酒と薬物に関する啓発プログラムを修了させるよう命じることに切り替えたのも、この柱の一つである。さらに、深刻な飲酒運転違反に対しては、呼気検査装置が違反者の車に取り付けられる。アルコールを含まない呼気の採取をしなければ、車を発進させることは出来ない。

2.3.2 出口支援

また、既存の受刑者向けの「拡張スルーケア」プログラムにも追加資金が提供されることになった。スルーケアとは、最長で出所 6 カ月前から始まり出所後 12 カ月間まで刑務所で行われる包括的な社会復帰サービスである (ACTCS, 2022c)。受刑者のケアは、刑務所内で社会復帰専門矯正職員の監督下に移された時点から始まる。このサービスでは、宿泊施設、職業訓練・雇用、精神的・身体的健康、地域社会とのつながり、そして基本的ニーズという五つの分野において、個人に合わせた支援が提供される。他の管轄地域では、スルーケアは一般的に刑期全部を服役した受刑者だけが対象である。しかし、ACT ではほぼすべての被収容者 (短期間 (女性: 1 ヶ月、先住民族男性: 3 ヶ月、非先住民族男性: 6 ヶ月) 拘禁された未決者を含む) に提供されているため、「拡張」スルーケアと呼ばれている。ニューサウスウェールズ大学による学術的な研究は、2017 年に拡張スルーケアが犯罪者の刑事施設への再入を遅らせており、再入があったとしてもより軽微な犯罪によるものであることを示した。拡張スルーケアは、個々の被収容者の社会復帰のニーズを満たすために、様々なサービス提供を外部委託している (Griffiths et al., 2017)。

もう一つの柱は、元受刑者の社会復帰に対する支援に関連している (ACTCS, 2020: 16)。この戦略の一つである仮釈放タイムクレジットは、仮釈放中の期間を自由刑と相殺する制度である。仮釈放中に違反を犯した犯罪者が刑務所に戻ったとしても、経過した仮釈放期間により自由刑の刑期を短縮することができる。最終的に、ACT 政府は、刑務所の収容定員を大幅に超えているにもかかわらず、刑務所を更に拡張する代わりに中間処遇センターを 80 床まで拡張し、より多くの受刑者をこの

中間施設に移す方針を発表した (Rattenbury, 2019)。

2.4 OPCATの義務を満すための追加的な監督機関

七つの柱とは別に、最初の五つの機関が果たす様々な役割を補完するために、さらなる外部監視機関が設立された。この機関、すなわち収容施設監察官事務所 (オフィス・オブ・インスペクター・オブ・カストディアル・サービス) は、ACTでは前例のない機関である。この機関は、2023年1月20日に開始されるはずの「拷問及び他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書」(OPCAT)¹⁴に基づくACTのナショナル・プレヴンチブ・メカニズムに貢献する義務を果たすものであったが、既に期限を過ぎている。オーストラリアは、2002年に国連総会でOPCATが採択された際、日本と同様に投票を棄権したものの、最終的に2017年12月に議定書を批准している。OICSは、収容施設監察官事務所としての専門的な知識を持つ経験豊富な元矯正官が率いている。OICSは、イギリス王刑務所監察総監¹⁵ (His Majesty's Inspectorate of Prisons)と同様の権限、自律性、並びに裁量権を有している。その報告書は議会に提出され、OICSのウェブサイトで一般公開されている。

3. ACTのパンデミック期中の治療的司法の実施：2020年－2022年

アシュリー・ルービン教授は、2022年9月上旬、ハワイ大学ロースクールと成城大学治療的司法センターとの合同シンポジウム「映画と実体験を通じた日米刑務所における『共感』教育プログラム」において、洞察に富んだコメントを発表し、近代史を通じた刑務所改革におけるリハビリテーションの推進力が周期的な性質を帯びていることを指摘した。何世紀もの間、歴代の改革者たちは、刑務所が持つ犯罪誘発効果を認識し、刑務所をより有効で更生に役立つもの、すなわち治療的なものにしようと真剣に努力してきた。治療的司法が犯罪からの離脱を促進すること、すなわち犯罪者の人生における社会的・経済的な犯罪誘因に取り組み、「犯罪の減少、より安全なコミュニティ、収容人員の減少」に繋がることを示す証拠は豊富に存在する。

しかし、治療的司法構想は脆く、外部の力や出来事によって簡単に頓挫してしまいがちである。社会的、経済的、政治的な現象によって外的な危機が生じた時、そしてこれらの危機が実質的なものであれ想像上のものであれ、そうしたプログラムや政策は負担しきれない贅沢品、無駄、あるいは不適切で「犯罪に甘い」とみなされる可

能性がある。影響力があって意欲的な世代に一度というような改革者が現れても、転勤したり、昇進したり、引退したり、時に亡くなることも治療的司法イニシアチブを挫折させる可能性に繋がる。刑事司法機関は、次の改革サイクルが発動されるまで、急速に應報的な状況に逆戻りしてしまう可能性がある。

新型コロナウイルス感染症の影響は、ACTでは近隣のNSW州やビクトリア州ほど深刻ではなかったが、それでも経済、市民社会、刑事司法制度に広く蔓延している。2020年から2022年にかけて、治療的司法にとっていくつかの「勝利」がもたらされたが、ACTが2016年から2019年にかけて発表した新しい治療的司法戦略のいくつかについて、特に出口支援に関して、実施に苦勞しているという不安な兆候が明らかになっている。

3.1 二つの報告書：二つの異なる物語

まず刑務所パフォーマンスの定量的な指標に目を向けると、多くの指標において改善が見られた。最近の生産性委員会の公共サービスに関する報告書 (PC, 2022) では、2021年6月30日現在、ACTの刑務所における収容定員は444人のままで、前年度の1日の平均収容人員は411人であった。2018-2019年度の484人のピークから減少している。ACTの収監率は成人10万人あたり122.7人で、2018-2019年度の147人をピークに減少している。2022年9月末までには、成人10万人あたり110人となっている (ABS, 2022)。先住民族の収監率は成人10万人あたり1812.5人で、2015-16年度の2087.5人をピークにやや減少し、2359.4人という悲惨な全国平均を下回っている。刑務所内での受刑者就労率は86%で最高値に達している。刑務所内での教育・職業訓練を受けている受刑者は2011-2012年度のピーク時の85.1%から68.5%に減少したが、オーストラリア平均の29.7%の2倍以上であった。重要なことに、ACTの2年間の再犯率¹⁷は37.1%であった。これは、2019-2020年度の42.4%という高い数値から低下している。しかし、2025年までに25%削減するという目標を達成するためには、その年までに31.7%に達するよう、更に大幅に低下させる必要があるだろう。また、収容人員における先住民族の割合が非常に高いことには変わりはなく、被収容者の1日の平均外出時間は8.9時間と、2011-2012年度のピーク時の10.5時間から減少し、オーストラリア平均の9.4時間を下回っている。

しかし、収容施設監察官事務所は、2022年後半に二

つ目の「健全な刑務所レビュー」を発表した際、ACT 刑務所について異なる見方を提示した (OICS, 2022)。この厳密な混合法による実証的レビューは、被収容者、矯正職員、その他刑務所のステークホルダーからもたらされた質的データが組み込まれている。特にこの質的データは、はるかに否定的な事態を明らかにした。

第2部で言及した過度に理想主義的な「開放的所内」設計では、単一の ACT 刑務所に十数カテゴリーの被収容者が収容され、その多くが他の被収容者と混在することを許可されないために、矯正職員と被収容者の双方に常に困難を生じさせていることに注意する必要がある。この根本的な設計上の欠陥は、長期化するパンデミックのようなストレス要因に対して刑務所を特に脆弱にしてしまう。OICS の 2022 年の「健全な刑務所レビュー」(2022: 26) では、この現実を認めている。

...我々はまた、非常に多くの被収容者カテゴリーがあることに対する影響が施設全体に及んでいることを聞いている。例を挙げると、被収容者は通路で他の被収容者カテゴリーと遭遇することから護衛なしに他の建物まで移動することができず、[唯一の]保健センターの待合室では被収容者が混在できない為に患者の流れが緩慢化し、被収容者が混じることを避けるために上限までプログラムや教育の運営を制限し、被収容者が混在する可能性を避けるために運動の時間 (例えば、[唯一の]グラウンドを使う時間) を制限させている。さらに、[家族と友人]の訪問スケジュールを分割 [しなければならない] ため、各 [棟の] ユニットでは、週に 2 回 [しか] 訪問時間が割り当てられることができない。

また、OICS の報告書は、これまでのパンデミック期において、現在に至るまで複数の分野で刑務所における処遇が悪化していることを示している。日常的な退屈、面会の厳しい制限による家族や友人との長期的な離別、教育や仕事、更生プログラムへの参加機会の大幅な減少は、すべての被収容者にとって深刻な問題であり、先住民の被収容者にとってはさらに深刻であった。新型コロナウイルス感染症による慢性的な人員不足は、矯正職員のストレスと過労、そして研修不足につながった。

2020 年以降、OICS は、パンデミックによるロックダウンのストレスが少なくとも一因であったと思われる多くの重大事件の調査にも忙殺されるようになった。例えば、オーストラリア社会全体に厳しいロックダウンが実施されていた時期に発生した二つの暴動は、約 1000

万豪ドル相当の被害をもたらした。また、人質事件、女性被収容者に対して不適切に実施された全裸での強制身体検査事件、被収容者の自殺など、様々な事件が発生した。しかし、OICS 自身も人員や資金の削減に直面している (Twyford, 2021)。

おそらく、ACT 刑務所のこれまでの実績とパンデミックを乗り切る能力について最も非難されるべきは、刑務所が計画、建設、開設された快活で楽観的な時期を牽引してきた、2001 年から 2011 年にかけて ACT 州首相を務めたジョン・スタンホープの公式声明であろう。彼は、刑務所は「先見性のある立法」を携えて始まったが、「機能不全の大惨事」へと墮落したと述べている (Stanhope, 2022)。

3.2 入口支援と出口支援：その片鱗

保釈ホステルの設立プロジェクトでは、不十分な計画と実行により、初期不良や遅延、予算未消化が繰り返された。本来使用する予定であった施設は使用できないか、大幅な改修が必要だった。結局、政府はこのプログラムを民間の宗教的慈善事業者に委託することにした。2021 年半ばの時点で、最終的に 44 人を支援しており、サービスを必要とする者の需要は高かった (Evans, 2021)。

ICO の量刑選択の利用は増加の一途を辿っていて、最近の調査 (SCJACS, 2022) では、刑務所内で嫌がらせや暴行を受ける可能性のあるトランスジェンダーの犯罪者に非常に適していると指摘されている。しかし、ある市民団体は、ICO は司法制度の「網の目拡大」に繋がっており、脱収に貢献するダイバージョン的な措置ではないと主張している (ACTCOSS, 2021:11)。さらに、ACT 連邦警察と同様、犯罪被害者も時にこの量刑選択に反対の立場を表明している (SCJACS, 2022: 2.16)。現在、ICO は拘禁と併用することができない。このため、裁判を待つために何カ月もの間、保釈せずに勾留された人が ICO を与えられた場合、不公平が生じてしまう。この場合、すでに服役した期間を用いて刑期を短縮することはできない。SCJACS はこれを改めるよう勧告した (2022: 2.22)。

薬物・アルコール専門法廷 (DAC) は、すでにダイバージョンと予算の面で成功が評価されている (Byrne, 2022)。オーストラリア国立大学の研究によると、薬物・アルコール専門法廷で判決を受けた 56 名の犯罪者のうち 8 人しか所定のプログラムを最後まで完了していなかったにもかかわらず、すでに 1400 万豪ドルの経費を節約した。修了者のうち裁判所に戻った者は

おらず、ほとんどが薬物やアルコールの使用量を大幅に減らしている。薬物・アルコール禁止令を受けたがプログラムを完了しなかった多くの者(56人中44人)でも、プログラムを一部完了した後は、犯罪を犯す回数が減少した(Rossner et al., 2022)。しかし、薬物・アルコール専門法廷は、高い需要と資金不足に悩まされていた。ACT 最高裁判長と地元の法廷弁護士はともに、この裁判と判決オプションの拡大を支持している。最高裁長官は、この制度はまだ先住民族の犯罪者の支援にまで至っておらず、「先住民族向けの若年犯罪者のための先住民族年長者による修復的量刑(サークル量刑)」と組み合わせる必要があるという可能性を指摘している(Byrne, 2022)。

2022年末、ACT 立法議会において、大麻だけでなく、「アイス(覚醒剤)」、ヘロイン、コカイン、アンフェタミン、さらにLSD、MDMA、シロシピンを含む他の違法薬物の少量所持を2023年後半から非犯罪化する法案を可決した(Twyford, 2022)。個人での使用目的で少量所持している場合は罪に問われることなく罰金が課されるだけである。これは、現行法の施行に警察の資源を費やさないと意味する。(現在、毎年10人程度が起訴されているに過ぎない。)

「拡張スルーケア」の需要はおおよそ安定しており、2019年~2021年間の需要はおおよそ12%減少したこの期間のプログラム平均受給者は、2016年から2019年までの427.7人に対し、327.5人であった。(JACS, 2022a)。この減少は、パンデミック期間に、より多くの犯罪者が迅速に保釈されたことと、その他の治療的司法に基づく措置によって、収容人員が僅かに減少したことによると思われる。オーストラリアの保護観察・仮釈放制度では、一般的に執行猶予中の被告人や仮釈放者が裁判所や仮釈放委員会の定める報告義務やその他の要件を遵守するよう強制することを重視しているのが一般的である。「拡張スルーケア」は、日本で行われている保護司により提供されているサービスと同様に、包括的で柔軟であり、そして時には集中的な個人支援を提供して、法遵守を重視するモデルとは本質的に異なるものである。

既存の中間処遇センターは2020年初頭に拡張計画が保留のまま閉鎖されたが、拡張計画は2022年末も凍結されたままであった(Fejer, 2022)。ACTの小規模な拘置施設の一つを臨時の中間処遇センターとして使用するために再利用していたが、収容されていたのはほんの一握りの男性受刑者だけであった。拡張計画は正式に中止されたわけではないが、刑務所の修繕予算配分が優

先されており、暴動・火災の被害の影響で実際に使えない棟の問題を別にすれば、刑務所はもはや過剰収容ではなく(Brewer, 2021)、2022年7月には収容定員の444床に対して、収容人員が380人にまで減少している(ABS, 2022)。

4. ACTと日本の刑事司法の

未来の可能性についての暫定的な考察

過去20年間に日本とACTが歩んできた治療的な刑事司法への道のりを考えると、両者の長所と短所が補完し合っていることは明らかであろう。

4.1 補完的な長所と短所

東京大学法学部ワーキングペーパー(2023年近刊予定)¹⁹において、私は刑事司法機関における危機に対処する日本のアプローチが、極めて実利的で、トップダウン的、管理統制主義的なものであると主張している。まず、問題を抱えた組織を再正当化することに相当な期間を費やすことから始まり、抵抗を防ぎ、改革を定着させるために必要な資源と幅広い利害関係者のコンセンサスを戦略的に結集させるために、組織内を安定させ準備する。そうして、ようやく改革をゆっくりと徐々に実行に移すのである。このようにして、効果的な変革は、時間を除くすべての資源を効率的に使用し、合理的で責任ある方法で達成される。何世代にもわたって刑事司法に携わってきた人たちは、遅い変化を待つことになる。段階的なアプローチが好まれる中、日本の経験豊富な法務省の改革担当者は、外部からの視線、すなわち刑事司法における日本の優れた能力に対する評判への影響を深刻に捉えているようである。漸進的な改革は、非常に秩序ある外観を持つという利点がある。

以上見てきたように、ACTは、はるかに乱雑で確実性に欠ける変革管理プロセスを辿っている。政策の立案と実施のプロセスは比較的迅速であるものの、イデオロギーに左右されている。改革が成功すれば、改革の欠如により困難に直面していた人々は速やかに救済を受けることができる。けれども、改革が成功を収めるとは限らない。さまざまな利害関係者による声高な主張や、意見の不一致が生じることがあり、その中にはメディアや政治に大きな影響力を持つ者もいる。同時に、警察、検察、刑務所、社会内処遇など、提案された変革の影響を受けそうな刑事司法職員や刑事司法分野に関する民間サービス提供者が、公然と抵抗することもある。政策の立案と実施には論争がつきものだが、それが問題視されることはない。時折、比較的形式的な準備や広範な利害関係者

のコンセンサスの不在にもかかわらず、法的・社会的変革は成功するという信念があるかのように思われる。外部の視線は少なくとも最初は非常に重要であるとみなされたが、現実では、改革プロセスは非常に多元的で予測不可能であり、例外的で優れた能力どころか、大抵は混乱の一つに過ぎないことを意味していた。

日本にとっては、外部の視線をあまり意識せず、秩序はないがタイムリーな改革プロセスを進んで容認すればいいのかもしれない。同様に、ACTにとっては、外部からの視線をより意識してより秩序だった段階的な改革プロセスに携わる覚悟があればいいのかもしれない。

4.2 治療的な司法改革の動機としてのソフトパワー

治療的司法に基づいた措置を取り入れようとする管轄地域の動機がソフトパワーを獲得することが部分的であるか、または大部分であるのかどうかという問題もまた検討に値するだろう。

ACTの場合、この20年間は、経験不足で理想主義的な管轄地域がソフトパワーの獲得に気をとられ、刑務所建設に乗り出したという物語であった。このナイーブな始まりは、どんな刑務所でも、ましてや人権を尊重しようとするれば、矯正治療を提供する刑務所の建設と運営の複雑な現実と痛烈にぶつかり合ってきた。したがって、この20年間ACTは外部からの批判にさらされながら、失敗も多い中で、いくつかの顕著な成功を収めてきたのである。

パンデミック期における再犯率や収監率の低下や、収容人員の減少など、特筆すべき成功があった。これは、警察や裁判所がロックダウン中に人々を刑務所に送ることに消極的だったことが、このような成果を生むきっかけになったのかもしれない。薬物・アルコール専門法廷は、政策的にも財政的にも大きな成功を収めていて、今後さらに貢献できると見込まれている。資源を使うよりも、直ちに節約するのが治療的司法の活動であり、様々な刑事司法機関の支持を獲得している。しかし、こうしたダイバージョンによって獲得された成果は、ほとんどが男性受刑者や非先住民族の被収容者に対するものであり、2022年のOICS「健全な刑務所レビュー」に照らすと、ACTは、すべての犯罪者の再犯率低下への道を阻む二つの根本的な課題に未だ取り組めていないことは明らかである。これらは、日本が2007年の犯罪白書で指摘されていた問題であり、出所者が仕事に就いて、地域社会で居場所に定着することができるかという極めて重要なことである。「拡張スルーケア」は、「仕事」と「居場所」で表現されるビジョンと本質的に同様であるが、

今日の司法福祉制度、地域定着支援センター、コレワーク、保護司制度等を通じて、日本のよく統合された出口支援のネットワークを通じて可能な、持続的な「包摂型」支援とを比較すると、模造品に過ぎないと言える。

公正を期すために、ACTのJACSがより漸進的なアプローチを取るとしても、その変化の調整範囲には一定の限界があることは指摘しておく必要がある。ACTの警察は、オーストラリアの連邦警察の一部である。ACTは独自の警察組織を持たない。集中的社会内処遇命令(ICO)の例で見たように、ACT連邦警察の方針がACTにおけるその他の刑事司法制度と対立することもある(Nowroozi, 2022)。また、ACTの裁判官は公務員ではなく、日本の司法と比較すると構造的、政治的、文化的に独立しており、ACT政府の方針と一致しない判決の決定を下すことがあることも事実である。

さらに、オーストラリアのメディア、学界、そして元政治家等でさえ、一般的に、政府の政策アジェンダに協力的でないことがある。豊富な情報源を消費することが出来て、その結果として各自で評価して、自身の見解を形成する。連邦政府の多くの機関が、刑務所を含むオーストラリアの刑事司法制度のパフォーマンスのあらゆる側面について、監査を行い、データを収集し、統計を分析し、報告書を公表している。ACT刑務所を管理するJACSは、これらの報告書のタイミング、内容、分析を左右させることはできない。こうした機関は、生産性委員会にとどまらず、オーストラリア統計局、オーストラリア厚生研究所、オーストラリア犯罪研究所、オーストラリア法改革委員会を優に超えている。メディア、学界、政治家、官僚による論評は、2022年のジョン・スタンホープの例で見られたように、声高に批判的な立場を取ることもある。

日本のケースについて検討してみると、この20年間は、経験豊かで実利的な管轄地域に関わる物語りであった。ACTと同様、日本もまたソフトパワーの獲得に注力してきたが、日本の場合は、とりわけ2002年～2003年の名古屋刑務所でのスキャンダル以降、行刑分野において日本の評判を回復させることに力を注いできた。カルロス・ゴーン事件の影響により、警察や検察の役割に対する注目が好意的ではなかったとはいえ、日本は少なくとも刑務所と保護観察の領域においては、評価を得ることに大いに成功している。刑事施設と保護観察に焦点を当てると、日本は専門的、体系的、そして漸進的に一連の実践的な「国を挙げての」転換、治療的、社会復帰のための改革を進めてきた。2022年後半に名古屋刑務所で新たな虐待スキャンダルが発覚したものの、

刑事施設がすでに再正当化され、安定化し、20年前の名古屋刑務所スキャンダル発覚時に比べて、組織全体としてストレス解消（「ガス抜き」）の状態、これを乗り切り、再び学ぶことができるであろう。

繰り返すが、公平を期すために言えば、日本が連邦制によって阻まれているわけではないことを指摘しておきたい。日本は、東京にある中央政府所在地から、刑事司法制度全体を「指揮統制」する能力を享受しているのである。2003年以降、法務省は伝統的な密行主義政策から、刑務所からの「良いニュース」を積極的に世間に発信する政策に移行し、この広報活動に熟達してきた。さらに、日本のメディアと学界は一般的に、政府の政策アジェンダに協力的であり、批判は穏やかになことが多い。また、法務省以外を除くと刑事施設に立ち入ることができる日本の機関は少なく、公的に報告することもないのが実情である。法務省自身が公に開示されている刑務所に関する情報の大部分を管理しており、これまでのところ、刑務所における実証的な学術研究が許可されることは稀であった。法務省の発信する情報を批判する声が少なく、市民社会団体、特に日本弁護士連合会、アムネスティ日本、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、そして監獄人権センターに限られている。

また、日本の刑務所と比較して、ACT 刑務所に関する利用可能なデータの性質、内容、それらの出所に大きな違いがあることが、私の分析をゆがめている可能性があることも指摘しておかなければならない。オーストラリアでは、刑務所をめぐる絶え間ない精査や議論、そしてときには警告レベルが過剰に高いがために比較的小さな問題が大きく捉えられ、深刻な機能不全があるように見えてしまうことがある。特に、オーストラリアのメディアや学術研究による刑務所に対する厳しい批判のため、ACT 刑務所システムを実情以上に苦勞している、あるいは失敗しているように見えているかもしれない。また、日本の入口支援・出口支援・治療的刑事司法改革が、最初に見たほどには大きく成功していない可能性も否定できない。日本ではデータの三角測量・分析が通常できず、データソースはひとつしかないからである。

それでも、上記の分析から、管轄地域の対外的な評判に関連する理由により、部分的にせよ主要的であるにせよ、治療的司法に対してオープンであることに異論はないように思われる。日本も、ACT も、過去20年間刑事司法における卓越した能力を通じてソフトパワーを最大化したいという強い願望を抱いていた。しかし、人道主義と人権に対する強固な理想主義的で法的なコミットメントにもかかわらず、ACT は治療的司法戦略を通し

た刑事司法と「ソフトパワー」という目標達成に何回か失敗しており、相当数が不首尾に終わっている。これとは対照的に、日本では人道主義や人権に対してより限定的な解釈とイデオロギー的なコミットメントが支配的で、それがしばしば成功しているように思われる。

可能性としては、治療的司法戦略が長期的に成功するかどうかという点に関して、より重要なのは、イデオロギーではなく、司法権がどれだけ経験を積んでいるかということがたいせつであろう。とくに、刑事司法の設計・運営に成功した深い経験を持つ専門家が、適切な資源と幅広い利害関係者の支援を得て、着実かつ持続可能なペースで、政策の策定と実施の両面で中心的役割を果たすことが保証されているかどうかであろう。

4.3 治療的な目的と応報的な目的の相克をリードする

パンデミック以前、ACT 刑務所のリーダーは、矯正において通常長い経歴を持っていたが、最近元警察官がACT JACS 内の矯正局長に任命されたことは、懸念すべきことである。

刑事司法制度のすべての部門に渡って治療的な枠組みを採用しようとする場合、その区別は曖昧になるかもしれないが、歴史的に見れば、警察・検察部門の内部論理は刑務所・地域矯正部門の内部論理と対立していた。前者は伝統的に、「刑罰が科される瞬間」を目指し、後者は刑罰が完全に解かれる「社会復帰の瞬間」を目指している。特に、どちらかに深く入り込んだ長く実りあるキャリアの終わりに、上級職員がこの二つの異質な論理的根拠を首尾よく切り替えることを想像するのは難しい。

2014年まで日本の法務省矯正局はエリート検事が統率しており、2019年まで保護局も同様であった。両局のリーダー任命を主に生え抜きのスペシャリストに切り替えたことは、両局が時代の変化に対して柔軟で熟達した方法を用いた対応をするために必要な能力を培う上で、多大な影響を与えている。どちらのケースでも局内部から最初に任命された局員²⁰は、共感的な振舞いと落ち着いた対話能力を持つ情熱的で創造的なリーダーであり、その後も彼らの後を追って、高い資質を持った者の任命が続いている²¹。このような内部からの刺激的なリーダーシップは、限りある、あるいは縮小する資源の中で、刑事司法分野における日本の例外的で優れた能力を維持することが求められている教職員にとって非常に有用である。また、地方、県、国レベルでの有望な官民のパートナー候補との交渉を円滑に進めることができるのも、このようなリーダーシップのおかげである。日本の協力的な性質を持つ「治療的司法」戦略には、その特徴とし

て、新たな資源を投入することが少なく、革新的なパートナーシップを通じて既存の資源の共有や再分配を促すことが挙げられる。さらに、このような有能で経歴のある内部からのリーダーは、退職後も所属局にとって価値ある存在であり続けることが多く、現役時代に務めた優先事項を支援し続けるために研究活動や市民社会での役割を担っている。

4.4 さらに研究が必要な二つの領域

最後に、とりわけ日本や ACT の刑事司法に関心を持つ学習と実践のコミュニティから、より多くの注目を集めるべき二つの領域について言及したい。両方とも国際的に大きな趨勢であって、先進国における刑務所の急速な高齢化と刑事司法へのデジタル化の技術革新である。

最初のトレンドでは、他の文献で日本が圧倒的に世界を先導しており、国際基準において「高齢」に分類される日本の収容人員の割合は 40% 前後に上るという驚くべき結果を論証した (Lawson, 2021)。世界の刑務所研究において、被収容者に対する「高齢」とは通常、65 歳ではなく、50 歳か少なくとも 55 歳までに始まる。というのも、収容者は世代間格差によって複雑化する慢性的な身体的・精神的健康状態、社会的排除、薬物乱用、貧困状態を有しており、通常は一般人口よりも著しく健康状態が悪いからである。日本の刑事司法研究は、この問題に関して世界の刑事司法研究とは一線を画していて、また、収容人員に対する老齢の定義を「65 歳以上」と公式に適用しているため、この傾向が日本においてどんなに進んでいて深刻であるかということを見落している可能性がある。また、日本の急速に減少する青年犯罪者も、記録的な傾向である。この二つの傾向を総合すると、年齢と犯罪の曲線、日本の刑事司法制度の目的、社会福祉制度との関係、そして将来的に日本で意味をなすであろう治療的司法の種類を理論化する上で、重大な意味を持つことになる。高齢化社会を抱える他の多くの国々は、日本がこの問題にどのように対処しているかを注視し、その洞察を共有することを望んでいるのである。

二つ目のトレンドとして、映画「プリズンサークル」が撮影された島根あさひ社会復帰促進センターは、日本における技術革新と治療的司法が交差する先駆けとなっている。施設内で電子監視（追跡装置）、読取装置、自動給食配達などを使用していることは広く知られている。ACT の刑務所も同様に電子監視を運営される予定であったが、2009 年の開設後すぐに施設内の技術的な障害が発生し、頓挫してしまった。

地域社会での電子監視について考察すると、オーストラリアは米国に比べ、保護観察業務への GPS の導入に関して一般的に消極的であり、日本も概して人権上の懸念またはコストから地域社会での電子監視に対して消極的であった。しかし、パンデミック時に検疫目的でスマートフォンの電子監視が世界的に急速に普及したことを受けて、政策は変更されつつあり、日本と ACT は同様の段階に達している。日本では地域社会内の性犯罪者を対象とした電子監視の試行が導入を検討しており、2022 年 7 月には SCJACS が ACT において刑務所内の未決拘禁者の高い割合の問題に取り組む一環として電子監視という論題を再検討している。

刑事司法における行動追跡、監視、動向予測のための AI システムを取り巻くマーケティングの誇大広告は、抗しがたい絶対的な力を保持している。しかし、有効性と、意図しない結果に関する深刻なリスクという十分に矛盾する証拠がある。刑事司法のこの分野と他の多くの分野での AI を活用して問題解決に導くシステムは、常により迅速で安価な、そしてより良い結果を約束する。資源や能力の縮小に直面している政府機関にとって、非常に魅力的なことである。しかし、誤って国家の中核的機能を国が監督できず、誰の決定であるか理解できず、市民に説明できない営利団体に外部委託してしまう恐れがある。ヨーロッパと中国の双方は、この政治的な地雷原を規制するための法律整備を行うことの将来的な影響をについて既に先導を切って検討をしている。日本とオーストラリアは、一定の範囲で、手遅れになってから変化を規制しようとする立場にある。しかし、四つの官民協働 (PFI) 刑務所における日本の成功は、一般に刑事司法における国家の中心的役割を損なうことなく、「丸投げ」せずに営利目的の民間部門と連携して新たなテクノロジー等を導入する方法について、他の管轄地域に有益な教訓を提供しうる可能性を示唆している。

注記

全ての URL は 2023 年 1 月 15 日にアクセスされた。

¹ 1911 年から 2009 年までの約 100 年間、ACT は近隣のニューサウスウェールズ州 (NSW) に受刑者の収監を委託していたため、本稿の前半では NSW の刑務所を比較対象として取り上げる。

² 1901 年のオーストラリア連邦憲法第 125 条は、連邦首都を設置する権限について規定している。1908 年の連邦政府の政府所在地法 Seat of Government Act により NSW 州南部が選定され、続いて 1910 年の Seat of Government (Administration) Act によりその取得が法制化され、その後 1911 年 1 月 1 日に NSW 州が選定地

- を譲渡した。1913年3月12日、新たな首都は「キャンベラ」と命名された。政府機関のインフラと施設の整備に15年以上を要したが、1927年に連邦議会がメルボルンからキャンベラに移転した。1989年5月11日に自治が開始されるまでの間、連邦憲法第122条に基づき、連邦特別地域担当大臣がACTを統治していた。詳細は以下を参照：<https://www.parliament.act.gov.au/visit-and-learn/resources/factsheets/establishing-the-nations-capital>
- ³ 1957年の連邦政府のNational Capital Development Actに基づいて。詳細は以下を参照：<https://www.foundingdocs.gov.au/item-sdid-114.html>
- ⁴ クアンビー少年鑑別所は1962年にサイモンストーンに開設され、後にクアンビー青少年拘置所となった。2008年には、ミッチェルのピンベリ青少年拘置所と入れ替った。詳細は以下を参照：<https://www.communityservices.act.gov.au/youth/bimberi>。ベルコネン拘置所は1976年から2008年まで、サイモンストーン臨時拘置所は1990年代半ばから2008年まで、いずれも1976年のRemand Centres Actに基づき運営されていた。詳細は以下を参照：<https://www.legislation.act.gov.au/a/1976-48/>
- ⁵ 1995年のPeriodic Detention Actに基づいて。詳細は以下を参照：<https://www.legislation.act.gov.au/a/1995-3/>。定期収容施設は、2016-2017年財政年度に廃止されるまで、20年余りにわたりサイモンストーンの施設で運営されていた。
- ⁶ 1955年にジュネーブで開催された犯罪防止・犯罪者の処遇に関する第1回国連会議により採択され、1957年7月31日の国際連合経済社会理事会決議663C (XXIV)及び1977年5月13日の2076 (LXII)により承認されている。
- ⁷ 1988年後半に可決された連邦法に基づき、ACTの憲法に相当するものとして、1988年のAustralian Capital Territory (Self-Government) Actが制定された。詳細は以下を参照：<https://www.legislation.gov.au/Series/C2004A03699>。
- ⁸ 現ヤンゴン (ミャンマー)。
- ⁹ 平成16年法律第5号。詳細は以下を参照：<https://www.legislation.act.gov.au/a/2004-5>。
- ¹⁰ 国連総会 (1966年) 12月16日、条約シリーズ、第999巻171項。
- ¹¹ 詳細は以下を参照：<https://www.legislation.act.gov.au/a/2007-15/>。
- ¹² 2005年のCrime (Sentencing) Actに基づいて。詳細は以下を参照：<https://www.legislation.act.gov.au/view/a/2005-58/current/html/2005-58.html>。
- ¹³ 大麻に関する一部の行為が新たに刑事罰の対象となったこと、その他の大麻に関する行為が引き続き刑事罰の対象となることに留意。詳細は以下を参照：<https://www.act.gov.au/cannabis/home>。
- ¹⁴ 国連総会 (2003年) 1月9日, A/RES/57/199。詳細は以下を参照：<https://www.ics.act.gov.au/>。
- ¹⁵ 詳細は以下を参照：<https://www.justiceinspectors.gov.uk/hmiprisons/>。
- ¹⁶ 1866年に設立された世界最古の刑事および刑事司法改革組織である「ハワード・リーグ」のモットーである。詳細は以下を参照：<https://howardleague.org/>。
- ¹⁷ 注：出所者が2年以内に再入所される割合をいう。
- ¹⁸ 2022年のDrugs of Dependence (Personal Use) Amendment Actに基づいて。詳細は以下を参照：<https://www.legislation.act.gov.au/view/a/2022-20/current/html/2022-20.html>。
- ¹⁹ 2022年5月28日、東京大学法学部主催のAsian Law Institute年次学術大会における‘The Gradual Transformation of Japan’s Prisons: A Distinctive Asian Model’ [日本の刑務所の段階的変容：アジアの特徴的なモデル] 発表に基づく。
- ²⁰ 矯正局をめぐっては、2014年から2015年にかけて矯正局長を務めた西田博氏、2019年から2021年にかけて保護局長を務めた今福章二氏がいる。
- ²¹ 西田氏は、2002年から2003年の間に発生した名古屋刑務所暴動の対応に携わっていた。また、事務局として行刑改革会議を補佐し、一部では日本の新刑務所法の起草にも関わった。少なくとも後任者の内の二方 (富山聡氏と大橋悟氏) がキャリア中期に同じように近代的な矯正の危機と転換点を地肌で経験して、解決策に中心的な役割を果たした。詳細は以下を参照：[\(Lawson, 2015; Lawson, 2020\)](#)。

【参考文献】

全てのURLは2023年1月15日にアクセスされた。

ABC News (2012) *Mental Health*
<https://www.youtube.com/watch?v=LEvRg9Pz7RY>

ACT Corrective Services (2022a) *Visiting a Detainee*
<https://www.correctiveservices.act.gov.au/custody/visiting-a-detainee>

ACT Corrective Services (2022b) *Orders* <https://www.correctiveservices.act.gov.au/community/orders>

ACT Corrective Services (2022c) *Extended Throughcare* <https://www.correctiveservices.act.gov.au/reintegration-and-release/extended-throughcare>

ACTCOSS (2021) *Inquiry into Community Corrections in the ACT*, December
<https://www.actcoss.org.au/sites/default/files/public/publications/2021-submission-Inquiry-Community-Corrections-in-ACT.pdf>

Alexander Maconochie Centre (2022) *We're Here to Help You* https://www.ombudsman.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0022/111694/ACTO-Factsheet-AMC-oversight-bodies.pdf

Australian Bureau of Statistics (2022) ABS 45120DO001_202209 Corrective Services, Australia (September Quarter) <https://www.abs.gov.au/>

- statistics/people/crime-and-justice/corrective-services-australia/sep-quarter-2022/Corrective%20Services%2C%20Australia%20-%20September%20quarter%202022.xlsx
- Australian Law Reform Commission (1979) 'Discussion Paper No. 10 Sentencing: Reform Options,' *Sixth United Nations Congress on the Prevention of Crime and Treatment of Offenders Sydney Australia 1980*
- Australian Law Reform Commission (1988) Report No. 44 Sentencing, Australian Government Publishing Service
- Bartels, Lorana (2015) 'The ACT Prison: Human Rights Rhetoric Versus Crowded and Bored Reality,' 9 *Court of Conscience Rights & Freedoms* 15 <https://issuu.com/unswwsociety/docs/coc-issue9>
- Bartels, Lorana and Caroline Doyle (2022) 'Life in Prison,' *ACT Law Handbook (1 March)* <https://austlii.community/foswiki/ACTLawHbk/LifeInPrison>
- Birtles, Terry (2004) 'Contested Places for Australia's Capital City,' 11th *Annual Planning History Conference*
- Botsman, Daniel (2005) *Punishment and Power in the Making of Modern Japan*, Princeton University Press
- Brewer, Peter (2021) 'The Greens led Plan for a Low Security Adjunct to Canberra's Prison has Stalled,' *The Canberra Times* (29 October) <https://www.canberratimes.com.au/story/7488635/plan-for-low-security-prison-wing-on-hold-as-justice-housing-wait-list-grows/>
- Brown, David (2004) 'The Nagle Royal Commission 25 Years On: Gaining Perspective on Two and a Half Decades of NSW Prison Reform,' 29(3) *Alternative Law Journal* 135
- Brown, David and Meredith Wilkie (2002) 'Introduction' in David Brown and Meredith Wilkie (eds) *Prisoners As Citizens: Human Rights in Australian Prisons*, The Federation Press.
- Brown, Nicholas (2014a) *A History of Canberra*, Cambridge University Press.
- Brown, Nicholas (2014b) 'Never Lost for Words: Canberra's Archives,' 21 *Public History Review* 81
- Byrne, Elizabeth (2015) 'Weekend Detention Alternatives Unclear in ACT as Deadline for Abolition Looms,' *ABC News* (29 March) <https://www.abc.net.au/news/2015-03-29/weekend-detention-alternatives-unclear-in-act/63570544>
- Byrne, Elizabeth (2022) 'ACT Drug and Alcohol Court Saves Canberrans Millions of Dollars by Diverting Offenders from Jail to Treatment,' *ABC News* (9 August) <https://www.abc.net.au/news/2022-08-09/act-drug-alcohol-court-saves-canberrans-millions-in-jail-costs/101312562>
- Community Restorative Centre (2018) 'The History of the Community Restorative Centre' <https://www.crcnsw.org.au/about-us/crc-history/>
- Corrective Services Administrators Council (2018) *Guiding Principles for Corrections in Australia* https://files.corrections.vic.gov.au/2021-06/guiding_principles_correctionsaustrevised2018.pdf
- Cullen, Francis T. and Paul Gendreau (2001) 'From Nothing Works to What Works: Changing Professional Ideology in the 21st Century,' 81(3) *The Prison Journal* 313
- Deegan, Barbara (2022) *Final Report: Inquiry into the Legislative, Workplace Governance and Clinical Frameworks of Dhulwa Secure Mental Health Unit* (1 December) https://www.cmtedd.act.gov.au/__data/assets/pdf_file/0003/2117271/Final-report-Inquiry-into-the-Legislative,-Workplace-Governance-and-Clinical-Frameworks-of-Dhulwa-Secure-Mental-Health-Unit.PDF
- Department of the Capital Territory (1975) *The Future of Corrective Services in the ACT: Discussion Paper Prepared at the Direction of the Minister for the Capital Territory* (presented at public seminar held on 2-3 May)
- Evans, Jake (2021) 'ACT Government's \$20m Bail Hostel and Detainee Crisis Housing Programs Have Helped Fewer than 50 People,' *ABC News* (7 July) <https://www.abc.net.au/news/2021-07-07/act-bail-hostel-justice-housing-program-delayed-problems/100271538>
- Fejer, Lish (2022) 'Interview of ACT Corrective Services Commissioner, Ray Johnson: Progress Update on Promised Reintegration Centre at Canberra's Prison the Alexander Maconochie Centre,' *ABC Radio Canberra Breakfast* (19 July) <https://www.abc.net.au/canberra/programs/breakfast/amc-update-corrective-services-commissioner-ray-johnson/13979274>
- Grabosky, Peter (1989) *Wayward Governance: Illegality and its Control in the Public Sector*, Australian Institute of Criminology
- Grant, David (1988) 'Twenty Years of Prison History' in David Biles (ed) *Current Australian Trends in Corrections*, The Federation Press
- Grant, David (1992) *Prisons: the Continuing Crisis in New South Wales*, The Federation Press
- Griffiths, Andrew, Fredrick Zmudski and Shona Bates (2017) *Evaluation of ACT Extended Throughcare Pilot Program: Final Report* https://www.unsw.edu.au/content/dam/pdfs/unsww-adobe-websites/arts-design-architecture/ada-faculty/sprc/2021-06-Evaluation_of_ACT_Extended_Throughcare_Pilot_Program.pdf
- Grundy, Phillip, Bill Oakes, Lynne Reeder and Roger Wettenhall (1996) *Reluctant Democrats*, Federal Capital Press
- Hopkins, Andrew, Anne Schick and Stephen White (1977) 'A Prison for the Australian Capital Territory?' 10 *Australia & New Zealand Journal of Criminology* 205
- Justice and Community Safety Directorate (2019) *Annual Report 2018-2019* https://www.justice.act.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/2077670/JACS-Annual-Report-2018-19.pdf
- Justice and Community Safety Directorate (2020) *RR25BY25: Reducing Recidivism in the ACT by 25% by 2025: 2020-2023* <https://www.justice.act.gov.au/>

- data/assets/pdf_file/0010/2103976/RR25by25-Plan.PDF
- Justice and Community Safety Directorate (2022a) *Annual Report 2020-2021* https://www.justice.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/2077680/JACS-Annual-Report-2020-2021.pdf
- Justice and Community Safety Directorate (2022b) *Building Communities Not Prisons* <https://www.justice.act.gov.au/justice-programs-and-initiatives/reducing-recidivism/building-communities-not-prisons>
- Kashiwagi, Hiroko, Kayo Kume, Koji Takeda, Taiki Ueshima, Osamu Asami, Mayu Omoro and Naotsugu Hirabayashi (2022) 'Responding to the COVID-19 Outbreak as a Therapeutic Community in a Forensic Psychiatric Ward in Japan: A Reconsideration of the Role of the Therapeutic Community in Disasters,' *Frontiers in Psychiatry* 13:577969, <https://www.frontiersin.org/articles/10.3389/fpsy.2022.577969/full>
- Lawson, Carol (2015) 'Reforming Japanese Corrections: Catalysts and Conundrums' in Leon Wolff, Luke Nottage and Kent Anderson (eds.) *Who Rules Japan? Popular Participation in the Japanese Legal Process* Edward Elgar, pp. 128-163
- Lawson, Carol (2020) 'Japan: Satoshi Tomiyama, Director General of the Correction Bureau' in Dilip K. Das and Philip Birch (eds.) *Trends in Corrections: Interviews with Corrections Leaders Around the World*, Vol. 3, Routledge, pp.127-148
- Lawson, Carol (2021) 「脱応報主義：オーストラリア首都特別地域(ACT)の治療的司法の試み」 Leaving Retribution Behind: Therapeutic Justice Initiatives in the ACT], 『早稲田社会安全研究所紀要』[Waseda Institute of the Policy of Social Safety (WIPSS)、第12巻31-49項
- Mackay, Anita (2012) 'The Road to the ACT's First Prison (The Alexander Maconochie Centre) was Paved with Rehabilitative Intentions,' 11(1) *Canberra Law Review* 33
- 法務省(2022a)犯罪白書
- 法務省(2022b) *Towards the Safest Country in the World* <https://www.moj.go.jp/content/001318607.pdf>
- Moss, Philip (2016) "So Much Sadness in Our Lives" *Independent Inquiry into the Treatment in Custody of Steven Freeman* (7 November) https://www.ics.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0019/1304353/Moss-report.pdf
- Murphy, Damien (2017) 'Tony Vinson, Leading Social Justice Campaigner and Reformer Dead at 81,' *The Sydney Morning Herald* (20 February) <https://www.smh.com.au/national/nsw/tony-vinson-leading-social-justice-campaigner-and-reformer-dead-at-81-20170219-gugbto.html>
- Nakao, Bunsaku (1955) 'Personnel: Selection and Training of Correctional Service Personnel in Japan,' *First United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders*, A/CONF 6/C.1/L.13
- Nakao, Bunsaku (1955) 'Open Institutions: Open Institutions in Japan,' *First United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders*, A/CONF 6/C.2/L.14
- Nagle, John (1978) *Report of the Royal Commission into NSW Prisons*, New South Wales Government Publishing Service
- Nowroozi, Isaac (2022) 'ACT Government Rejects Australian Federal Police Association's Call for Sentencing Review after Man who Crashed into Cop Car Issued Corrections Order,' *ABC News* (14 July) <https://www.abc.net.au/news/2022-07-14/act-government-say-sentencing-review-not-needed-police-union/101236434>
- Mares, Peter (2014) 'A View of Pale Hills,' *Inside Story: Essays & Reportage* (25 February) <https://insidestory.org.au/a-view-of-pale-hills/>
- Office of the Inspector of Custodial Services (2022) *Report of a Review of a Correctional Centre: Healthy Prison Review of the Alexander Maconochie Centre 2022: Summary Report* <https://www.ics.act.gov.au/reports-and-publications/healthy-prison-reviews/healthy-prison-reviews/healthy-prison-review-of-the-alexander-maconochie-centre-2023>
- 大川千代子 (1932)「日本でも囚人の友明るい小管刑務所に喜劇王の感歎チャップリン来訪 (昭和七年五月一九日)『一国の文化水準は監獄を見ることによって理解できる』との名言を残して小菅を後にした」東京朝日新聞、昭和7年5月20日
- 小澤政治 (2014) 行刑の近代化－刑事施設と受刑者処遇の返還、日本評論社
- Productivity Commission (2022) *Report on Government Services 2022*, Part C. Section 8 Corrective Services (28 January) <https://www.pc.gov.au/ongoing/report-on-government-services/2022/justice/corrective-services>
- Ramsland, John (1996) *With Just but Relentless Discipline: A Social History of Corrective Services in New South Wales*, Kangaroo Press
- Rattenbury, Shane (2019) Media Release: *Building Communities, Not Prisons: Expanding the ACT's Nation Leading Justice Reinvestment Program* (3 June) https://www.cmtedd.act.gov.au/open_government/inform/act_government_media_releases/rattenbury/2019/building-communities-not-prisons-expanding-the-acts-nation-leading-justice-reinvestment-program
- Rinaldi, Fiori (1977) *Australian Prisons*, F & M Publishers
- Roberts, Julian V., Loretta J. Stalans, David Indermaur and Mike Hough (2002) *Penal Populism and Public Opinion: Lessons from Five Countries*, Oxford University Press
- Rosenberg, Simon (n.d.) *Solaris Therapeutic Community: Alexander Maconochie Correctional Centre, ACT*, <https://slideplayer.com/slide/6828957/>
- Rosner, Meredith, Lorana Bartels, Karen Gelb, Gabriel Wong, Jason Payne and Samuel Scott Palmer (2022) *ACT Drug and Alcohol Sentencing List: Process and Outcome Evaluation Final Report* (June) https://www.courts.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0006/2055066/DASL-briefing-document-29-June-2022.pdf
- Standing Committee on Justice and Community Safety (1999a) *First Interim Report in the Prison Series*:

Inquiry into the Establishment of an ACT Prison: Justification and Siting (July)
https://www.parliament.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/376922/03prisonsite.pdf

Standing Committee on Justice and Community Safety (1999b) *Second Interim Report in the Prison Series: Proposed ACT Prison Facility Philosophy and Principles* (October) https://www.parliament.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/376913/J04prisonphilosophyprinciples.pdf

Standing Committee on Justice and Community Safety (2000) *Third Interim Report in the Prison Series: Committee Visit to Western Australia, The Northern Territory and South Australia* (December)
https://www.parliament.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/376850/J11committeevisit.pdf

Standing Committee on Justice and Community Safety (2001) *Fourth Interim Report in the Prison Series: The ACT Prison Project: Operational Models, Strategic Planning and Community Involvement* (August)
https://www.parliament.act.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/376805/J16prison.pdf

Stanhope, Jon (2022) 'There's Something Rotten in the State of Our Prison,' *Canberra City News* (8 June)
<https://citynews.com.au/2022/theres-something-rotten-in-the-state-of-our-prison-2/>

Stern, Vivien (1982) *A Sin Against the Future: Imprisonment in the World*, Northeastern University Press.

Toohey, Karen, Gabrielle McKinnon and Ingrid Osmond (2018) *Review of the Opioid Replacement Program at the Alexander Maconochie Centre: Report of the ACT Health Services Commissioner* (March)
<https://hrc.act.gov.au/wp-content/uploads/2019/04/ORT-Report-Final-Ready-to-Print.pdf>

Twyford, Lottie (2021) 'Corrections Inspector says Funding Inadequate to Review Prison, Youth Detention Troubles,' *Riotact.com* (8 December)
<https://the-riotact.com/corrections-inspector-says-funding-inadequate-to-review-prison-youth-detention-troubles/518908>

Twyford, Lottie (2022) 'ACT Passes Drug Decriminalisation Laws: Here's What it Means,' *Riotact* (21 October) <https://the-riotact.com/act-passes-drug-decriminalisation-laws-heres-what-it-means/605336>

UN (1961) *Agreement (with Annex) for the Establishment of the Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders* (15 March) Treaty Series No. 5706, p. 200

UN General Assembly (1955a) *First United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders: Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners: Observations and Proposals of the Secretariat* (14 February) A/CONF.6/C.1/L. 1

UN General Assembly (1955b) *First United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders: List of Participants* (19 August) A/CONF.6/INF.3

UN General Assembly (1955c) *First United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders: List of Documents* (20 August) A/CONF.6/INF.4

Vinson, Tony and Paul Rea (1982) *Wilful Obstruction: The Frustration of Prison Reform*, Methuen Australia

Walmsley, Robyn, Victor Coull and Tony Vinson (1985) *Review of Welfare Services and Policies in the ACT Report: 'Beyond the Image'*, Australian Government Publishing Service

Williams, George and Daniel Reynolds (2017) (4th edn) *A Charter of Rights for Australia*, UNSW Press

Young, Christabel (1985) 'Canberra the Demographic Experiment,' 2(2) *Journal of Population Research* 85

Zdenkowski, George and David Brown (1982) *The Prison Struggle: Changing Australia's Penal System*, Penguin Books